

優先度

基本構想及び基本計画の財政ビジョンにあるように、部局別予算配分制度（バーチャル事業部制）は平成 27 年度予算編成についても継続します。そこで各部から提出いただいた「主な事業」のヒアリングを通じ、事業の優先度を決定していきます。

優先度区分表

分類	平成 27 年度の取組み方針	平成 27 年度人的・財政的措置
A 判定	最優先的に人的・財政的措置を検討する施策等 ① 市の収入の増加又は負担の減少に資する事業 ② 総合計画重点プロジェクトの施策に係る事業 であり、かつ、市の政策課題として平成 27 年度で最優先に取り組む必要のある事業	平成 27 年度の重要施策として必要な 人事配置 に取り組むとともに、予算編成に当たっては、 一般財源所要額を優先的に確保するもの とします。 また、昨年度 A1A であっても検討の結果「B」配分枠内とする場合があります。
	優先的に財政的措置を検討する事業 ① 市長マニフェストに基づく市長指示 ② 総合計画審議会の具申にかかる事業 ③ 市の政策課題として、緊急性の高い事業 ④ 上記事業の中で、新たに事業費の増加がある一方で、それに関連して事業費が大幅に削減となる別の事業 であり、かつ、市の政策課題として平成 27 年度で優先的に取り組む必要があると判断された事業	この分類の施策等は、平成 27 年度の重点事業として、予算編成に当たって、 一般財源所要額を優先的に確保するもの とします。 また、昨年度 A2A であっても検討の結果「B」配分枠内とする場合があります。A2A は、継続する事業ではありませんので①～④であることが必須です。
B 判定	A 1 B 上記「A 1 A」事業欄にある①及び②に該当する事業であるが、配分枠内で積極的に取り組むこととする事業等	この分類の事業等は、各部において、平成 27 年度にて実施を見込む施策として各部への配置人員・予算編成のための一般財源配分枠（部局別予算配分制度における配分額）の範囲内で優先的に取り組むものとします。 ※A2A の④に該当する事業は、配分枠から除きます。
	A 2 B 上記「A 2 A」事業欄にある①から④に該当する事業であるが、配分枠内で積極的に取り組むこととする事業等	
	B 上記「A 1 A」・「A 2 A」・「A 1 B」・「A 2 B」以外の施策等で積極的に取り組むこととする事業等	
C 判定	各事業部で実施の可否を検討する事業等 ① 計画案の熟度が不十分な事業等 ② マネジメント分野において、市民参加や協働の位置づけなど工夫が見られない 事業等 （継続事業であることや、A 1～B のランクに該当する事業であることを問わない。） ③ その他 A・B 以外の事業等	この分類の事業等は、各部において、各部への配置人員・予算編成のための一般財源配分枠（部局別予算配分制度における配分額）の範囲内で、前記「B」配分枠内で優先的に実施を検討する施策等を措置したのちに可能な範囲内で実施の可否を検討します。

注：◎「主な事業」は、総合計画に位置付けられている各施策の成果目標を達成するために実施する主な事業であり、枠外予算事業だけでなく、枠配分予算の中で行う事業を含むものと位置づけています。